

健 発 0721 第 6 号

令 和 3 年 7 月 21 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局長

（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における
職域接種のワクチン廃棄に関する公表について

職域接種（大学拠点接種を含む）において、ワクチンの廃棄が生じた場合には、速やかに厚生労働省に報告することとしており、「新型コロナワクチンの職域接種におけるワクチン廃棄への対応等について」（令和3年7月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に従って報告を求めています。

また、当該報告に基づき、ワクチンの廃棄を行った企業名、廃棄量、廃棄の経緯・要因及び今後の再発防止策等の概要について、厚生労働省ホームページに原則公表することといたします。

なお、当該公表については、その事実を広く情報提供し、ワクチンの廃棄事案の再発を抑止し、円滑なワクチン接種を進めることを目的とするものです。

つきましては、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の関係機関等に周知を図るとともに、適切な対応をお願いいたします。

（※）公表基準

適正な保管温度からの逸脱や直前の接種取消、有効期間切れ等の理由により、ワクチンの接種ができなくなり、1回も接種せずにバイアル単位でワクチンを廃棄した場合に公表を行うものとする。

なお、接種液に異物混入等の異常が見られた場合については、ワクチンメーカーに連絡の上、当該バイアルを廃棄せずに保管しておくこととし、公表の対象としない。